平成２３年（フ）第１３１号
大阪府豊中市服部寿町１丁目２番４号
債務者　廣瀬　加名
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１号
大阪市東住吉区今川４丁目５番９号　今川マンション303号
債務者　清水　明子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５１号
大阪市東成区大今里４丁目17番18号
債務者　佐野香代子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６号
青森市大字大野字若宮157番地８　沖村アパート６号
債務者　嶋田　香織
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
山口県周南市沖見町３丁目15番地
債務者　山野　三朗
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８６８号
埼玉県川口市宮町１番12号　長谷川ビル301号
債務者　梅田　和也
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６９号
埼玉県川口市宮町１番12号　長谷川ビル301号
債務者　梅田　佳美（旧姓石野田）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９８号
埼玉県川口市戸塚東１丁目１番27号　ＣＯＭＦＯＲＴ　ＢＥＬＬ―304号
債務者　久保田　匠
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０２号
さいたま市中央区円阿弥４丁目11番10号　ウインメリー弐番館
債務者　中村　晃子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０９号
さいたま市北区日進町２丁目1690番地１　マロンフォレスタＡ―101
債務者　奈良裕美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４０号
埼玉県川口市大字安行領根岸2801番地　根岸ヶ丘市営住宅ＲＡ208号
債務者　喜屋武三希子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５８号
さいたま市北区宮原町４丁目109番地４　セピアコート宮原101
債務者　平岡智加子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６９号
埼玉県北本市中丸10丁目308番地
債務者　神山美智子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７３号
埼玉県戸田市大字美女木1056番地　クレストフォルム武蔵浦和グランステージ907号室
債務者　内堀　名美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１４号
埼玉県上尾市日の出３丁目４番21号、旧住所埼玉県上尾市東町１丁目11番13号カトルセゾンＢ102
債務者　小澤　博美（旧姓小瀧・土屋）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２８号
埼玉県川口市大字赤井1432番地の22
債務者　木暮美保子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６１号
さいたま市見沼区大字風渡野727番地２　さくら第一マンション305号
債務者　小野　俊春
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係